円借款用

事業事前評価表

１．案件名

機関名：アフリカ開発銀行
案件名：アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（VII）
L/A 調印日：2017 年 6 月 15 日
承諾金額：34,410 百万円
借入人：アフリカ開発銀行（the African Development Bank）

２．事業の背景と必要性

(1) アフリカ民間セクターの開発実績（現状）と課題

2016 年のサブサハラアフリカの経済成長は 1.4%の見込みであるが、ナイジェリアをはじめとする資源国による資源生産拡大、資源価格回復などで 2017 年には 2.6%、2018 年には 3.5%に回復する見込みである（IMF World Economic Outlook、2017 年 4 月）。

サブサハラアフリカにおける経済成長の牽引力となっているのが各国における民間セクターの活動であり、当該地域の投資の約 66%、総生産の 80%、正規・非正規雇用の 90%を生み出している。経済の安定的な成長のためにも民間セクター振興は必要不可欠である（Private Sector Development Strategy 2012-2017, AfDB）。

一方、アフリカにおいて民間セクターの活動を促進するうえでは、法制度や税制などのビジネス環境の整備不足、電力・交通等のインフラ不足、産業人材の不足、金融へのアクセス不足（特に中小零細企業）等が障害となっている。実際、世界銀行 Doing Business 指標（2017）のサブサハラ諸国の平均は 190 位中 143 位のレベルに留まっている。特に、世界銀行 Enterprise Surveys（2005～2014 年平均）では金融アクセスが事業への主要な障害と回答した企業が 41.2%に上っている（参考：全世界平均 26.7%）。

(2) アフリカ開発銀行（AfDB）の民間セクター支援政策と本事業の位置づけ

AfDB は上述のアフリカの民間セクター開発の課題に対応するため、2013 年 7 月に民間セクター開発戦略（2013-2017）を決定した。同戦略では以下の三つの柱を掲げており、アフリカ域内の民間企業等の資金需要を AfDB の民間セクター向け投融資を通じて満たす、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（VII）（Seventh Private Sector Assistance Loan under the Joint Initiative Titled EPSA for Africa）（以下、「本事業」という。）は同戦略の 2 本目及び 3 本目の柱を支援するものと位置付けられる。

①政府の法制度整備や政策策定、税制改革等の支援を通したビジネス環境の整備
②社会経済インフラ（ハード・ソフト）へのアクセス向上
③企業による金融アクセス向上や実務能力向上等を通した企業活動の強化

(3) アフリカ民間セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、2005 年 7 月の G8 サミットにおいて日本政府が発表した 5 年間で 10 億ドル相当の円借款による支援を含む「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA）」の以下 3 スキームのうち二つ目の「AfDB を経由した民間セクター支援融資」に位置付けられる。

① 途上国政府向け AfDB との協調融資（ACFA: Accelerated Co－financing Facility for Africa）
② AfDB を経由した民間セクター支援融資（通称 NSL: Non-sovereign Loan）
③ AfDB 内の民間セクター支援基金を通じた技術協力（FAPA: Fund for African Private Sector Assistance）

2013 年 6 月に第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）で採択した「横浜宣言 2013」においては、戦略的アプローチの一つに「民間セクター主導による成長」が含まれており、民間セクターに対し支援を行う本事業は当該方針に合致している。さらに、2016 年 8 月ケニア・ナイロビで開催された TICAD VI では、ナイロビ行動計画において「経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」を三本柱の一つに掲げ、AfDB 等の国際開発銀行との連携を含む融資の提供により、中小企業等を含むアフリカの民間セクターに対する支援を推進することを謳っている。さらに、日本政府は「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ 3（EPSA3）」を TICAD VI の場で表明し「AfDB と共同で、2017 年～2019 年の 3 年間 30 億ドル相当の民間セクター支援」を行う旨発表している。

日本政府は上述の EPSA を通じた取り組みの下、これまで 6 次に亘り AfDB を経由した民間セクター支援融資（承諾額計 128,090 百万円）や途上国政府向け AfDB との協調融資（22 案件・承諾額計 159,537 百万円）を実施してきた。

(4) 他の援助機関の対応

アフリカには多数のドナーや開発金融機関が民間セクター開発に携わっており、総じて民間セクター分野でのアフリカでの事業規模を拡大している。

世界銀行グループは雇用創出を重点課題の一つとしており、投資環境整備等の政策面から個別民間企業や事業への投資など多岐に亘る支援を実施している。また、欧州委員会（欧州投資銀行含む）やイスラム開発銀行グループ、英国国際開発省（DfID）も同様に政策面および個別企業双方への支援を実施している。その他、本セクターで活動している先進国ドナーは、米国国際開発庁（USAID）、オランダ開発金融公社（FEO）、フランス経済協力振興投資公社（PROPARCO）、ドイツ投資開発公社（DEG）等がある。新興ドナーとしては、OPEC 国際開発基金（OFID）、インド輸出入銀行、中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行等がサブサハラアフリカの民間セクターに対する支援を展開している。

(5) 事業の必要性

本事業は EPSA2 の一環としてアフリカ民間セクター向け投融資の経験・ノウハウ・

ネットワークを持つ AfDB を経由した民間セクター向け金融支援を行うものであり、EPSA2 公約（2012 年～2016 年の 5 年間で 20 億ドルの円借款を供与）や TICAD V 及び VI 支援策の実施など我が国及び JICA の援助方針にも合致し、SDGs（「目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長」、「目標 9. 包摂的かつ持続可能な産業化の促進」）等にも貢献するところ、本事業を円借款により支援する必要性は高い。

３．事業概要

(1)事業の目的

本事業は AfDB の域内メンバー国に所在し且つ登記されている民間企業等が必要とする資金を同行の民間セクター向け投融資を通じて提供することで、同行の民間セクター開発戦略の達成を図り、もって同行域内メンバー国における民間セクター主導の経済成長及び貧困削減に寄与するもの。

(2)対象地域名：AfDB 域内メンバー国

(3)事業概要

本事業は、AfDB の投融資事業の原資の一部 として円借款を供与するもの。具体的には、AfDB 域内メンバー国に所在し、かつ登記されている準地域銀行・地場銀行や現地民間企業等が必要とする資金を提供する。AfDB は国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）に基づき、ODA 非対象国等の忌避事項（対象国が国際的な制裁措置等にある場合、資金使途が明確でない案件、環境社会配慮が不十分な案件等）に該当しないと判断した案件をサブプロジェクトとして選定し、日本政府及び JICA に提出する。

(4)総事業費

総事業費：34,410 百万円（うち、円借款対象額：34,410 百万円）

(5) 事業実施スケジュール

2017 年 6 月～2022 年 5 月を予定（計 60 か月）。貸付完了時（2022 年 5 月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1)借入人： アフリカ開発銀行（African Development Bank）

2)事業実施機関： 同上

3)運営/維持・管理体制：同上

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1)環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境へ影響を与える可能性があることが想定されるため。

③その他：本事業では、AfDB が、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとる。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれない予定。

2)貧困削減促進

マイクロファイナンスを目的とした融資もサブプロジェクトとして検討されており、零細規模の企業活動を拡大し、貧困層の所得向上の機会が増大することで貧困削減に貢献する。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

女性起業家を支援の対象とするサブプロジェクトに対する出融資の可能性がある。

(8) 他スキーム、他ドナー等との連携：特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1）アウトカム（運用・効果指標）（為替レート：1UA=約 1.39 米ドル, 2017 年　1 月末日時点）

指標名	基準値 （2015 年実績値）	目標値（2024 年） [事業完成 2 年後]
AfDB から民間企業への出融資額	1,495 百万 UA （支出ベース）	2,890 百万 UA （支出ベース）

(2) 定性的効果：民間投資促進、金融システムの強化、民間資金によるインフラ整備促進、女性へのインパクト。

(3) 内部収益率：本事業全体としての内部収益率は、事前にサブプロジェクトを特定できないため算出しない。

5. 外部条件・リスクコントロール

マクロ経済危機：融資を受けた民間企業が所在・登記された国が急激な経済・金融危機に直面し、マクロ経済状況が悪化する可能性があり、その影響が個々の企業活動に負の影響を与える可能性がある。

6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件からの教訓

JICA が実施したインド向け円借款「中小零細企業・省エネ支援事業」の事後評価（評価年度：2012 年度）等では、実施機関からの二次貸付をモニタリングするためのシステムや一次貸付の返済状況の把握が不十分であったため、審査時に関係者間でモニタリング及び返済状況の把握について合意する必要があることが提言されている。

NSL I～III の事後評価（評価年度：2015 年）において、AfDB 側が NSL I～III の評価対象サブプロジェクト 25 案件を他の民間セクター事業と特段区別していないため、サブプロジェクト・レベルで円借款資金活用の広報事例は確認されておらず、AfDB 担当者、出融資先企業・機関及びエンドユーザー・レベルでは認知度が低かったことが指摘されている。

(2) 本事業への教訓の活用

これまで、AfDB から JICA に対し、サブプロジェクトへのディスバース、元利金支払い、延滞金、配当金支払い、事業の進捗状況、環境社会配慮に関する情報等が年 2 回報告されている。AfDB による必要な情報収集を確保するため、サブプロジェクト採択時に AfDB の融資先から AfDB への情報共有義務化などが審査調書に盛り込まれているか等を確認すると共に、年 2 回の報告では返済状況の確認に努める。加えて、JICA にとって関心の高いサブプロジェクトについては、JICA 本部あるいは在外事務所から現地視察を実施できるよう AfDB に融資先との合意を求める（本事業の場合、JICA から AfDB、AfDB から金融機関、金融機関からエンドユーザーというスリーステップローンのケースもある）。

広報に関しては、採択サブプロジェクトが NSL の対象案件である旨の情報を AfDB ウェブサイト上に公開し、円借款資金が活用されていることを広報する旨 AfDB と合意した。サブプロジェクトの採択時や AfDB が投融資契約を結ぶ際に情報が適時に更新・周知されるようモニタリング予定。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

AfDB から民間企業への出融資額

(2) 今後の評価のタイミング

事業完成 2 年後

以　上